

登記手続案内をご利用の皆様へ

登記申請書の様式、作成方法（記載例）については、「法務局ホームページ」でご案内しています。

[法務局ホームページ
\(不動産登記申請手続\)](#)



[法務局ホームページ
\(商業・法人登記申請手続\)](#)

上記のホームページの申請書様式及び作成方法をご覧になった上でご不明な点がございましたら、「登記手続案内」をご利用ください。

登記手続案内をご利用いただくに当たって

完全予約制です。

ご利用に当たっては、事前の予約が必要です。
あらかじめ電話又は窓口で日時を予約してください。

1回につき20分以内。

1回のご利用は20分以内です。20分を過ぎますと、後に予約された利用者の方にご不便をおかけしますので、ご理解とご協力をお願いします。

ご利用は申請者本人。

申請人本人（親族・従業員）のご利用に限ります。

書類はご自身で作成してください。

申請書様式や添付書類など必要な手続について説明いたしますが、書類は別途ご自身で作成願います。

事前審査ではありません。

申請前の書類に不備がないか事前に審査することはできません。**申請後の審査の結果、訂正や書類の追加が必要になることがあります。**手続案内は、内容の適合性、登記の完了を保証するものではありませんので、ご理解のほどをお願いします。

ご自身での申請書の作成が難しい、時間がないという方は、こちらにご相談ください。

滋賀県司法書士会
☎077-525-1093
URL:<http://www.sigakai.com/>

滋賀県土地家屋調査士会
☎077-525-0881
URL:<http://www.siga-kai.jp>

登記手続案内の予約申込み先

登記手続案内は、**事前予約制**です。予約がないとご利用いただけません。

なお、**商業・法人登記**に関する御案内は、**本局のみ**で行っています。不動産登記に関するご案内は、登記申請の提出先でない登記所であっても可能ですので、お近くの法務局をご利用ください。
予約受付時間：平日午前8時30分から午後5時15分

庁名	予約の申込み先	登記管轄
大津地方法務局 (本局) ※草津・守山サービスセンターの予約を含む。	☎077-522-4671 ♪音声案内…①を選択後、⑤を選択してください。	(不動産登記) 大津市・草津市・守山市・栗東市・野洲市 (商業・法人登記) 滋賀県全域
甲賀支局	☎0748-62-0259	(不動産登記のみ) 甲賀市・湖南市
彦根支局	☎0749-22-0291	(不動産登記のみ) 彦根市・犬上郡(豊郷町・甲良町・多賀町)・愛知郡愛荘町
長浜支局	☎0749-62-0503	(不動産登記のみ) 長浜市・米原市
高島出張所	☎0740-22-2352	(不動産登記のみ) 高島市
東近江出張所	☎0748-22-0494	(不動産登記のみ) 東近江市・近江八幡市・蒲生郡(日野町・竜王町)

当局では、電話及びウェブによる登記手続案内もご利用いただけます。

